

第9回武蔵野市男女共同参画基本条例（仮称）検討委員会 議事要旨

日時 平成28年7月29日（金） 午後7時～9時30分
会場 武蔵野スイングホール スカイルーム
出席者 諸橋委員長、千田副委員長、小山田委員、栗原委員、小林委員、高木委員、向井委員
欠席者 中山委員
参加市民 12名
議題
1 委員長挨拶
2 議題
（1）委員の紹介
（2）武蔵野市男女共同参画基本条例（仮称）中間骨子案について
（3）その他

■議題（1）委員の紹介

■議題（2）武蔵野市男女共同参画基本条例（仮称）中間骨子案について 資料に基づき事務局が説明。

【委員長】

- ・皆さん、こんばんは。会議としては第9回目の基本条例の検討委員会になるが、それとあわせて市民との意見交換会という形で行う。10月をめどに市長に答申したいと考えているので、それにふさわしい条例を皆さんとつくってまいりたい。忌憚のない意見をお願いしたい。それでは、資料に沿って、まず事務局に説明してもらう。

【事務局】 説明

【委員長】

- ・それでは、名称と前文から始まり、基本理念、定義まで行った。まず名称に関して、いかがか。

【市民】

- ・基本条例なのに「基本」を入れない理由はなぜか。

【委員長】

- ・「推進条例」として「基本」を入れるとおかしくなる。「基本」と「推進」が二律背反というわけではないが、どちらかという感じとなると、基本の条例となるよりは推進する条例のほうが前向きな姿勢になる。武蔵野市の男女平等の一番の前提になるということで、基本は前提、プラス推進だという、そのようなニュアンスを出したかった。

【市民】

- ・用語には「性別等」ということで、「多様な性のありよう」を示しているが、名称は「男女」となっている。ぱっと見た感じは、せっかくこちらで「多様な性のあり方を」と書いてあり、とても先進的な感覚がするのに、名称が「男女」なのがどうかと感じた。

【委員長】

- ・定義では「性別等」と、かなり広目にとった。かなり議論した上で、「等」は曖昧な言葉だが、それ以外に表現のしようがないということで「等」にした。一方で、名称そのものは、わかりやすさから「男女」とした。例えば「男女等」にすると、条例に「等」が入るのはおかしいということもあり、基本的には「男女」と考えた。そこで、定義の「性別等」で、男女の別だけではない多様な性も含むという、そのようなニュアンスにした。理解いただきたい。

【市民】

- ・せっかく、用語の定義に書いてあるのに、それを反映しないのは、逆にもったいないのではないか。今初めて読んだが、ただの男女だけで事が書かれてあるのではないかと思いつつこちらに来たら、わざわざ「性別等」と「多様な性を」と入っていたので、だったら反映していただきたい。

【委員長】

- ・趣旨はよくわかる。「男女」と書いた中に「性別等」というニュアンスがあるのだということ、定義まで読んでいくと、これはただの男女の二分法ではないということがわかる。名称を見ただけではわからないというのは指摘のとおりである。

【市民】

- ・今の方が言うこともわかるが、女性差別撤廃条約から国の男女共同参画社会基本法ができ、そして今、地方でその地域に合った条例がつけられているわけである。やはり多様性ということも大切で、渋谷区の条例の例があるわけだが、実際もとをただせば男女の差別から生まれた経緯がある。この「平等」という言葉の大切さ、そこが市民案として男女平等参画という名称をつけたゆえんである。

【委員長】

- ・私どももダイバーシティを考えないわけにいかない21世紀の中で、日本では依然としてまだ男女平等が実現していないではないかということがある。そのための推進条例であるという、その重要性も忘れてはなかつた。そのような意味から、普通の名称になったが、両方を意味しているというようにとっていただきたい。名称に関してはまた内部でも考えてみたい。前文も含めて、いかがか。

【市民】

- ・前文の4段落目の、武蔵野市の平和活動についてのところで、「第二次大戦中に戦略爆撃機B29による本土空襲の最初の目的地」との記述があるが、これは詳し過ぎないか。

【委員長】

- ・これは少し直したほうがよいという意見が出ていて、共同参画と平和のニュアンスは出したかったということと、それから、婦人学級が古くからあり、市民活動が盛んだったということなども入れながら、やはり平和のまちということはどこかで強調したい。ここは記録にとどめて、少し直したい。それから、吉祥寺の浄化運動も、これだけではしっくりこないの、「性風俗環境」などの案も出たので、風俗環境を変えたというニュアンスを出せればと考える。
- ・それから、格差と不平等の問題は、やはりここに入れられないわけにいかないとの意見が出ている。その格差問題、平等問題を3段落目あたりに入れ、それから、暴力のない社会といったニュアンスを一番下の段落あたりに入れようと考えている。

【市民】

- ・それを入れる位置だが、最後の「すべての人々が」というところに入れてほしい。

【市民】

- ・3段落目で、「しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担」とあるが、後から加えられた社会的な差別、男女の行動スタイルなどに現在なお苦しめられている。やはりそれを端的にあらわすには、この「性別等による固定的な役割分担の意識」という文章的な言い方も結構だが、「ジェンダー」という言葉を使ってほしい。

【副委員長】

- ・「ジェンダー」という言葉は、社会的な役割分業や性別意識で使うこともあるが、最近の研究ではもっと広い意味で使われていて、性別を含めてジェンダーと呼ぶような用法が主流になってきている。「性別」という言葉で、英語でも使われるように意味が変わってきている。この「性別等」で私たちが込めたのは、日本語の持つ「性別」や「性」という言葉の豊かさのようなものを生かすほうが、おそらく、「ジェンダー」より広く、豊かな感じをあらわせるのではないかと判断し、ジェンダーという言葉を使わなかつた。むしろ意味が狭くなってしまいうという危惧があり、「性別等」という言葉を選んだ。

【委員長】

- ・生物学的な性別もジェンダーにと、それぐらい概念が広がっていることもあり、固定的性別役割分担と言ったほうがわかりやすいと考えた。

【市民】

- ・ジェンダーという言葉は、その言葉自体が非常にわかりやすく、日本の社会の中で徐々に浸透

してきている。若い人たちからもわかりやすいとの声があるので、それほどジェンダーをあまり神経質に考えなくてもよいのではないか。例えば台東区では、「ジェンダーにとらわれず自立した個人としての人権」と、目的に書いてある。

【委員長】

- ・これはもう一度議論させていただく。

【市民】

- ・ジェンダーやワークライフバランスなど、当初はなかなかわかりにくかった言葉が、一定程度の市民権を得て、感覚的に理解されてきた。ただ、今言われたとおり、研究の世界では多様性という言葉も含まれ、ジェンダーという言葉の定義が以前と変わってきていることは理解できるが、やはり市民に読んでわかってもらわなくてはならないということが大前提だと考える。やはりジェンダーという言葉を入れたほうが、市民的理解は高まるものとする。

【委員長】

- ・ジェンダーをもし入れるとなると定義に入れることになるが、そのときに、どのような定義にしていくか。ジェンダーという言葉の持つ二分法というか、その危険性もあるので、どう扱っていいのなかなか難しい。

【市民】

- ・前文の中に、格差と不平等のような言葉が今後入るとのことだが、そうすると、用語の中に、市民案にあった「特に困難な状況にある人」といった文言を定義したほうがよい。それをきちんと定義することで、この前文で取り上げる格差と不平等がより生きてくる形になるのではないかと考える。先日、男女共同参画フォーラムの中で子供の貧困に関する話があり、子供の貧困については女性であるがゆえに複合的な困難を受けているとの話があった。そこは現実の問題としてしっかり書き込んだほうがよい。「特に困難な」とはどのような困難かということを書いてほしい。

【委員長】

- ・検討させてもらおう。

【市民】

- ・定義については、おそらく外国語をなるべく使わず日本語で表記することに気をつけたようだが、「配偶者など親密な関係における暴力等」は、「ドメスティックバイオレンス」で一般的に認知されているのではないか。

【委員長】

- ・検討させてもらおう。「性に関するハラスメント」は、マタニティハラスメントなどもこの中に入るので、「性に関するハラスメント」と広くとっている。5、6あたりは再検討させてもらおう。

【委員】

- ・もともと「DV」や「セクハラ」という用語であったものをなぜこのような言葉に変えているかということ、いずれも少し広いものを含めるよう、間口を広げておこうという観点からである。「DV」と言ったときに取りこぼされるものや、「セクハラ」と言った場合のマタハラなど、もしくはこの先、何か性に関することで出てくる可能性のあるハラスメントを捨象している。どこまで広げるのかということも含めて、少し広い用語にしておくという観点がある。

【副委員長】

- ・6番はDVと、ストーキングも入っている。7番はセクハラで、マタハラや様々なハラスメントをここで含めており、広くとってある。

【市民】

- ・片仮名の言葉だと、リプロダクティブ・ヘルス／ライツが定義の中に入っていない。後の個別の施策で、日本語に直した形で書いてあるが、「女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利」というほうが難しい。条例が次世代の女性のためでもあるなら、やはりリプロダクティブ・ヘルス／ライツという新しい概念の言葉を入れたほうがよいのではないか。リプロはかなり、全部を網羅した言葉であると思うので、これに関しては入れていただきたい。

【市民】

- ・市民に読んでわかってもらえることが大事である。ですから、例えば「性別等による差別的取り扱い（ジェンダー）」や、「配偶者など親密な関係における暴力等」につきまとも入っているのであれば、「配偶者、交際の相手方等、親密な関係（ドメスティックバイオレンス）」など、両方併記することによって、言葉のつながりが、市民にわかってもらえるのではないかと。例えば「積極的改善措置」もわかりにくい。ポジティブアクションやアフーマティブアクションなどを含んでいると思うが、これも、併記したほうがわかりやすい。

【委員長】

- ・併記するやり方もある。

【市民】

- ・第3次計画の用語一覧には、リプロ、セクシャルハラスメント、ジェンダーについて書かれている。これがそのまま条例になるとは思わないが、よりわかりやすく、より理解されやすいということにおいては、「ポジティブアクション」もそうだが、併記すべきである。

【市民】

- ・用語の定義の「性別等」も、性自認や性的指向を括弧書きで入れたほうがわかりやすい。

【委員長】

- ・前回の委員会でも同様の意見があったので、これも検討させてほしい。

【市民】

- ・基本理念の3番に、「社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定への平等な参画が確保される」と書いてある。まさしくそのとおりだが、政策の場の決定のところに女性が入る必要性が今求められているので、ここに「政策」という言葉を入れることはできないか。この「あらゆる分野」に、政治の決定の場に女性がきちんと参画することも含まれるという読み取りをしているが、具体的にそれがわかるように、「政策」という言葉でここに書くことはどうか。

【委員長】

- ・「あらゆる分野」と広めにしたのも、政策の場だけではないだろうというニュアンスだった。

【市民】

- ・とても広過ぎて、一番大事なところが何となく抜け落ちている印象を受けた。

【委員長】

- ・「政策」と入れて、特にそこを重視するという考え方もある。狭めるというより、むしろ強調するというニュアンスを当てるとのことか。「あらゆる分野」だとぼやけるということもある。検討させてほしい。

【市民】

- ・基本理念の(4)の、「すべての人が、性別等に関わりなく、相互の協力と社会の支援の下に」の「相互」が、何か対立的な、男女だけのような印象なので、これを「互いの」とすると、少し多様な感じが入ってくると感じた。

【委員長】

- ・では次に、禁止事項から個別の政策までを事務局より説明してもらおう。

【事務局】 説明

【市民】

- ・個別の施策の推進体制のところ、「必要な体制」があるが、例えば男女共同参画に配慮している企業やNPOなどに対しては、公契約上での支援ができるのではないかと。企業やNPOなどが男女共同参画を推進していくためのモチベーションが高まる。自分たちの頑張りによって、市が行う入札などで評価されることはとても重要だと考える。「必要な体制」というよりは、「公契約上で推進状況の評価を加える」など、具体性があったほうが、企業や様々な団体にとってインセンティブが働くのではないかと。

【委員長】

- ・市民案に、以前記述があったかと思うが、個別の施策の「体制」のところではなかったと思う

が。

【市民】

- ・市民案の市の責務である。

【委員長】

- ・市の責務にするとかなり厳しい。

【市民】

- ・ただ、どこかに公契約上の支援があれば明確になるのではないかと考えた。協働とはまた違うかもしれないが。

【委員長】

- ・趣旨はよくわかる。評価のようなことで考えられるかもしれないが、考えさせてほしい。

【市民】

- ・個別の施策の、教育・学習に対する支援のところだが、一方の責務を見ると、どこにも教育というカテゴリーがない。例えば市の責務の中で、教育のことを位置づけることはできないか。市が責任を持って行うのと、支援するのでは位置づけが若干違う。やはり教育に関してはきちっとどこかに責務として位置づけることが大事なのではないか。

【委員長】

- ・これについては前から出ていることだが、個別の施策にするか責務かで、取り組み意図が違って来る。

【市民】

- ・両方書けばよいのではないか。

【委員長】

- ・これも検討させてほしい。

【市民】

- ・禁止事項については、「すべての人は」という言い方よりも、責務のところと同じ、「市、市民、事業者」としたほうが、より明確になるのではないか。やはり、権限を持っていない市民と、人を雇用する事業者、そして行政というのは、それぞれ別の役割だと考える。市長の役割と一般市民が同じだとは思えないので、そこは列挙したほうが、それぞれの役割が明らかになる。

【委員長】

- ・この「すべての人」は、前から指摘されているところなので、検討する。

【市民】

- ・禁止事項は、行政や企業の中だけでなく、インフォーマルな場所でも起こっている。「すべての人、もしくは組織、団体」というカテゴリーも可能ではないかと考える。むしろ、非公式な団体の中でこそこうした顕在化しにくいことが起こっているのではないかと認識している。

【委員長】

- ・家庭内もそうである。「すべての人、組織、団体」という言い方に変えるのもありかと考える。「市民」の定義は、「市内に住み、学び、働き、または活動するすべての個人」としているが、それが伝わりづらければ、変更してもいいかもしれない。

【市民】

- ・個人では良心のもとに、いけないことだとわかっているけども、集団になったときに出てくることがある。そこを問題にしなければいけないと認識しているから、「組織」や「団体」という言葉を入れたほうがよいと考えた。集団が何らかの利害関係の中で誰かを排除したり、権利を侵害したりということがよくある。
- ・それから、公表される情報の配慮のところと関係するが、武蔵野市は過去にDV被害者の居場所を間違えて提供してしまったことがあった。こういったDV被害者の保護義務について、この条例ではどこに明記されているか教えてほしい。
- ・また、9番の男女共同参画計画の中では、今後は点検と評価ということが大事になってくるのではないかと考える。ジェンダー評価は、いわゆる行政評価の一つの手法として必要になってくると思うので、これについてはどういった形で反映したか教えてほしい。

- ・それから10番の拠点だが、今度、センターでは新たに窓口相談の役割を担い、課題解決をする場所でもあると認識している。この辺についても入れてもらえると、市民からは、自分の課題を解決するためにセンターに相談に行けるということがわかってもらえると考えるが、いかがか。

【事務局】

- ・DV被害者の情報の保護については、個人情報保護条例の適用になる。

【委員長】

- ・行動計画の点検と評価に関しては、推進委員会が受け持つことになるので、12番の推進委員会のところに、行動計画に係る実施状況の評価について書かれており、ここで担保している。それから、相談窓口が課題解決の場所でもあるというのは、11番の個別の施策の相談窓口の設置のところに書かれているが、これはセンターが行うという言い方にはなっていない。行政を挙げての問題だと思うが、センターにもこのニュアンスを出したほうがよいとすると、相談窓口の設置のところに、「センターを中心に」などと入れれば、またニュアンスが出るかもしれない。これも考えさせてほしい。特に課題解決は大事である。

【市民】

- ・ただ、現在は、子ども家庭支援センターがDV関係の窓口になっている。要は、今後は男女共同参画センターのほうでもきちんと受けとめるということ、市民に知ってもらいたい。

【委員長】

- ・センター内にそういった相談も置かれることは間違いないのか。

【事務局】

- ・まだ現在のところ、市民活動推進課で行っている女性総合相談を行うことを考えている。DV関係については、来年度以降どのような相談体制をとるか、今後子ども家庭支援センターと協議していく。

【委員長】

- ・それではあまり書き込めない。条例であまり先走ってしまってもいけない。センターの事業と突き合わせながらだと思うが、かといって、センターに一本化し、市の本庁が関係なくなってしまうのも問題である。

【市民】

- ・そこがとても難しいところで、武蔵野市はどちらかというと相談機能を市役所の中に一元化したい考え方を持っているようだ。そうすると、市役所が開庁しているときでないと相談に行かない。それから、市役所に相談に行くことは、とてもハードルが高い。特に女性の立場というのは弱い。また、市役所を遠く感じる人もいる。せっかく境で夜遅くまで窓口が開くので、そこはしっかりと、このセンターの使命を伝えたいという思いがある。

【委員長】

- ・市と協議の上で、何か書き込めるようにしていく。

【担当部長】

- ・市民会館の1階に移転することは、市役所よりも気軽に来られるという理由で、庁外に選んだ経緯があるので、我々としても、やっていく際にはそれを活かした相談機能をつけていきたい。それからDVに関しては、現在の女性相談でも受ければ子ども家庭支援センターにつなげているし、相談で解決できる場合もあり、縦割りは全く考えていない。子ども家庭支援センターのほうで専門性が高いが、我々の相談員のほうで解決できることもある。

【委員長】

- ・場合によっては10番の拠点のところに、相談窓口、課題解決の一文も入れることはできるかもしれない。

【市民】

- ・個別の施策の調査研究のところで、調査研究及び情報の収集、分析のスパンについては、ここには書けないか。

【委員長】

- ・スパンを書くことの意味は何か。

【市民】

- ・何年おきといった期間である。条文に書いてあるとおおり1回やったのもうやらないと言われたら、対抗できなくなってしまうのではないかと考えた。

【委員長】

- ・策定に必要な調査研究及び情報の収集は恒常的なものである。まず年次報告は必ず行い、1年ごとに評価し、進捗状況を見る。ただし、意識調査などは、通常、行動計画を変えるときに行うものだが、予算の都合もあるので、スパンなどをきっちり書き込んでしまうと厳しくなる。3年に一度必ず行おうと書いて、予算がつかない可能性もある。市の施策に必要な範囲でということだが、いかがか。意見として承る。

【市民】

- ・先ほど申し上げたが、いわゆる男女差別のところを平等にしたいという意味において、ジェンダーを上手に入れていただければ、それが前文であれ調査研究のところであってもいい。あるいはジェンダー統計という言葉でなくとも、よりふさわしいものであればいい。それは多様性を否定しているわけではなく、この条例に至っている歴史的なことを含めて申し上げている。
- ・それから、啓発及び普及・広報のところ、「市民、事業者に対して」となっているが、市民案では、教職員と市に勤務する職員を入れている。これは、やはり教職員の意識が生徒に大きく影響することは重要な視点なので、ここに「教職員」という言葉はどうしても入れてほしい。市に勤務する職員など、公的な立場で働いている人が、そういった意識を持って仕事をすることはとても大切なことだと考える。

【委員長】

- ・ジェンダー統計に関しては、先回の委員会でも出たので、定義と含めて検討させてもらう。啓発・普及・広報のところは、教職員とくくり出して名指ししてしまうことのむずかしさがある。委員会の意見でも出たが、「事業者」は、市内において事業活動を行う法人その他の団体や個人なので、学校など、もちろん市役所職員も全部含むという前提である。

【市民】

- ・含むということ自体が全く理解しにくい。自分は事業者だというように意識したことはないし、周りに保育者もいるが、事業者というような意識を持っているとは思えない。世間的にも認識されていないのではないか。この教職員という部分に関しては、非常に大切なところではないかと考えている。

【委員長】

- ・委員会でもいろいろと検討したが、もう一度考えさせていただく。

【市民】

- ・私は小規模保育所で保育をしていたことがある。小規模保育所なので、保育士資格を持たない人もいたが、そこでは、「そんなことしたら女の子としてかわいくない、もてない」などの会話がなかった。その子にとっては、そのような対応により、「私の今の行動は女の子らしくなかったのだ」と、小さい頃に刷り込まれてしまう。このことから、保育にかかわる人はとても大事である。

【委員長】

- ・内容は全くそのとおりで、それを条例でどう書き込むか。

【市民】

- ・保育にかかわる人が入っていないと意味がないぐらいである。三つ子の魂百までではないが。

【委員】

- ・前の委員会で議論したが、性別・しつけの問題、特に保育園、幼稚園、それから家庭教育の中で、男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくということ自体が、根っこをつくってしまうという議論があった。個別の施策の、教育・学習における支援の、「市は、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場で」というところで、保育や家庭教育も含めている。

【市民】

- ・しかし、保育にかかわっている母親は、これを読んでも自分に関係のあることだとは思わないだろう。

【市民】

- ・それは、いわゆる隠れたカリキュラムというものである。無意識にやっていることが、結局怖いことであり、構造がつくられてしまうということをどこかに書いておくことは、気づきを与えることにつながるかもしれない。

【委員】

- ・本来、それがジェンダーということであり、歴史的に、社会的につくられた性の考えである。なので、やはりジェンダーはどこかで入れたい。前文でもいいが、課題解決しなければいけないものになっているものがそこにあるということである。

【委員長】

- ・その隠れたカリキュラムのニュアンスが、まさにジェンダーなのだが。直接及び間接を問わず、差別的な取り扱いである。

【市民】

- ・個別の施策で書いてあることはもっともだが、エンパワーメントの部分に関してはどのような議論があったのか。というのは、これから女性が働いていることを応援していく社会の流れが今つくられようとしている。そういった女性の力量形成の問題と、それから、暴力や様々な人権侵害の中で傷ついた人たちをもう一度膨らませてあげなければならない。そういう意味でのエンパワーメントの部分は、役割が大きく、この条例を担保に担っていくべきである。どのようにエンパワーメントのことについて考えているか。

【事務局】

- ・昨今の女性活躍推進や女性管理職の関係においては、組織の中の人事課との連携の要素があり、個別の施策の推進体制のところでも広く捉えてしまうが、必要な体制の整備の中に含まれるものと考えている。

【委員長】

- ・ご指摘のところは大事なところであり、この個別の施策及びこの理念の一つ一つがエンパワーメントにつながっているわけだが、そのニュアンスが出るようにするのはありだと考える。そのエンパワーメントの件も承っておきたい。
では、最後の項目の推進委員会と苦情処理を事務局に説明してもらおう。

【事務局】 説明

【市民】

- ・苦情申し立てが、市が関与する施策に対してと限定されているが、なぜこのようにしたのか。やはり市民は事業者に対しても苦情を申し立てたいことがある。裁判や労働争議などの大事を起さなくても、これは差別ではないか、セクハラではないかと感じたときに、身近な行政に相談したいと思うことがあるはずだ。なので、なぜ、市が関与する施策に限定したのか、理由を伺う。

【委員長】

- ・ほかは、いかがか。

【市民】

- ・推進委員会のところだが、任期が1年というのは力が弱い。もう少し腰を落ちつけて取り組むべきだと思うので、2年にしたほうがよいのではないか。苦情処理委員も同様である。

【委員長】

- ・ここは検討できる場所である。

【市民】

- ・先ほどあった保育者や教職員に対する苦情申し立ては、教育委員会に対して行うやり方もあるが、教育委員会でもし門前払いになったら、こちらで言えるもう一つの道があるので、学校への苦情という記述はできないか。

【委員長】

- ・市が関与する男女平等に関する施策だから学校は含まれる。

【委員】

- ・市に訴えていくものに関しては市に対する苦情になるのだろうが、市に訴えていくものでないものに関しては相談という形になるのではないか。今の保育園や学校の話は市が関与する男女平等に関する苦情であると思うが、そうでないところで起こっていることに関しては、市に対する苦情ではなく相談になっていくのだろうと。

【市民】

- ・事業者に対する苦情も入れてほしい。例えば市と言っても、厳密に言えば市長部局というのが行政機関で、学校は教育委員会である。だから、市と教育機関と並列して書くことでより明らかになる。事業者はまた別の話だが。以前、千葉県知事が障害者に対する差別の禁止にかかわる条例をつくったときに、やはり事業者に対してどうするかは大きな課題だった。民間のことに口を出すなという言い分もあるが、いわゆる職場や学校での差別に対して、苦情処理機関が手を出せないとしたら、条例は絵に描いた餅になるおそれがある。

【市民】

- ・これは市の覚悟の問題ではないか。やはり異議申し立てだから、これをどこまで市がやるかの覚悟である。「勧告」という言葉もここに出ているので、そうするとかなり専門的知見が必要になり、基準監督官や弁護士、場合によっては医療関係や裁判所など、そういったネットワークが当然必要になる。センターが相談機能を持つ以上は、そこが必要になると考える。この13、14を書き込んでいくのであれば、その構えと、庁内での考え方をどこまで持っていたのかということも1点質問する。それから、この苦情と苦情処理という言い方は果たして適切なのか。処理されるというものでもないのではないか。人権問題を申し立ててくるわけだから、そこについても考え方を聞きたい。

【委員長】

- ・「苦情」に関しては、あまりいいイメージがないので、これにかわる言葉はないかということでは模索中である。それから、「処理」に関しては「苦情対応」あたりの言葉は出てきているが、これも検討中である。それから、事業者に対する是正を盛り込むかどうかというのは、個人的にはあるべきだと考える。

【事務局】

- ・確かに、他の自治体の条例では、少ないが、市が実施する男女平等施策または男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申し出ができる、といった記述をしているところもあるので、検討の余地はあると考える。

【委員】

- ・市民案では、男女平等参画社会の実現を阻害する人権侵害と認める事項に関して、苦情の申し立てをすることができるという案だった。ただ、これでは広過ぎると考える。事業者も含めて、どこまで介入するのかというところで、はっきりわかるところに狭めたというのが今の案である。そこで、処理というのはどういう処理なのかということだが、例えば暴力があったということであれば、法的な処理が適切であれば法的なところにつなぐだろうし、福祉的な処理が必要であればそちらにつなぐだろう。苦情の処理でなければいけないものの範囲を狭めて、その対応としてどういうことができるのかというところまでかっちり詰めないで、緩くしてとりあえず何でも受け付けます、というところを条例としてつくるのは難しい。

【市民】

- ・このような条例を出すときには、市民に手渡せるものがあるといい。この前、LGBTの特集をした「まなこ」が発行された。また、学校の先生用のLGBTの冊子も出ているが、LGBTのお子さんを持つ親の方に、どうぞと手渡すことができた。世の中には、今回の条例に書いてあることが人権侵害になると全く思っていない人たちや男女共同参画に全く理解を示さない人も大勢いて、一方で、心を痛めている人たちもいるわけである。そのような人たちに、各教育機関や事業所などの共通理解を得たガイドラインのようなものを、手渡すことができればよいのではない

いか。

【委員】

- ・そういうものがあればいいということか。

【市民】

- ・この条例をつくるに当たって、そういったものをセットで渡せば、この条例がより深く理解されるようになるのではないか。

【委員】

- ・個別の施策の教育・生涯学習に携わる者に対する支援のところ、ここの記述は、他の自治体では「男女平等社会を支える意識の形成」というところが多いのだが、ここでは「態度の形成」まで踏み込んでいる。意識を高揚して、具体的にどのような行動が男女平等にかかわる行動なのかという、「態度の形成に向けた取り組み」という言葉をここに入れた。教職員はまず人として自身が男女平等を推進していくと同時に、教育者としての立場でそれを指導するといった、ある意味で二重の責務を負っている。そのことをきちんと意識し、それを担ってもらうために、学校教育や生涯学習等に携わる者に対し、例えば、子どもや高齢者が理解しやすいガイドブックのようなものを市が作成し支援するということを意味している。ただ、条例では具体的にいろいろと書き込めない、このような次の施策につながるような最低限の言葉をここに入れておこうという気持ちで書いている。それからもう1つ、市の意識調査などでは、学校教育の分野の男女平等観は約66%だが、家庭や職場だと約30%台となっている。これを見たときに、1つのところが推進するのではなく、保護者、子ども、学校、地域や自治会といった、皆が意識を持って、同じような形でやっていくことが本当の教育につながると考える。先ほどあったように、高齢者の中にも、幼児の中にも、生涯を通して男女平等という意識の浸透を図っていく必要がある、学校教育、幼児教育に携わる者がというのもわかるが、やはり家庭や職場の人たち、すべてのところがこの意識を持ってやってほしいという気持ちがある。

【市民】

- ・ここに「態度」があることに気がついたのだが、意識と態度とはどう違うのか。

【委員】

- ・例えば、セカンドスクールでの食事の場面で、実際に男子と女子が一緒になって片づけをしたりというような、そのような意識と行動を結びつけるような場面を、学校の先生たちが意図してそこに組み込み、経験を積ませることによって、態度を形成してくということである。武蔵野市には、さまざまな宿泊学習や社会で役立つ経験を実際に学ぶ場が多くあるので、男女平等という視点でよりよい経験を積ませたいと考えている。

【市民】

- ・その考えには賛成である。ジャンボリーで食事をつくるときに、女子は野菜を刻み、男子は火を起す役目だと決めつけることはやめようと、やはり地域、引率者のほうから声をかけていくということは大事である。

【市民】

- ・態度を入れたということは大変いいことである。しかし、保育者や教育者がきちっと意識を持つために、ここに入れると入れないでは大きく違うのではないか。そうしないと拡散してしまう。

【委員長】

- ・特に教職員と保育も含めて、どこまで記述するか。しかも、名指しでなく、かつ限定的でなくという、その辺のニュアンスを入れたい。先ほどの普及・啓発も市民、事業者だけではなく教職員を入れたいとの指摘だった。

【市民】

- ・自分が体験した中では、ソーシャルワーカーに対し、息子が女の子の服を着ていきたいのだからと相談したところ、性的少数者に対する理解のない対応をされた。また、教育機関の方に心無い一言を言われたこともある。親がさせているわけでは一切ない。専門に勉強した方のそのような発言が5人ぐらいからあった。あいた口が塞がらない。それが武蔵野市内であった。その

ような心を扱っている、親の相談窓口になる人たちへの教育もしてほしい。教職員だけでなく市の職員にも教育してほしい。

【委員長】

- ・条例は包括的だから、このような人たちにも全部かぶせているわけだが、相談と苦情については、この条例ができれば、これを根拠に言いやすくはなる。ただ個別に入れていくときりがない。

【市民】

- ・私の場合、いちいちこの条例を持っていかなければならないことになる。

【委員長】

- ・条例を手渡すだけで、学習してくれるかどうかはわからないが、大事なパンフというか、ガイドラインではある。もちろん、これができてから後の、市の内部での研修や啓発がとても大事になってくる。それこそ神棚に飾っているだけでは意味がない。そういう意味では、市役所の人たち、教職員の人たち全員に吟味してもらうことは大事である。

【市民】

- ・市の責務の中に「協働」という言葉がある。協働という以上は、今までヒューマンネットワークセンターを支えてきた市民の運営協議会のことは、この条例の中では反映されないのか。もちろん、運営協議会のあり方を市が今後どのように考えているのかにもよるが、市民とともにつくっていく男女平等社会だと理解しているので、そこは要綱できちっと明記していくのか、どうするのか。その辺の議論はどうされているのかを伺いたい。

【委員長】

- ・条例に書き込まなくとも、任意の団体との協働はもちろんあり得る。

【事務局】

- ・「市民、事業者、その他関係団体との協働」というところに含まれる。

【市民】

- ・含まれているが、そのあり方についてはどのように考えているのか。

【事務局】

- ・それは、新しいセンターの運営方法にかかわる話であり、条例の記述の問題ではない。

【市民】

- ・運営の問題かもしれない。ただ、「協働」と入ったのはよいことであり大きなことである。

【市民】

- ・今までいろいろな経緯があり、市民協議会はセンターの運営を担っていた時期もあった。今は事業をしっかり展開してもらえる、いわば推進の機動力になっている。なので、ここを今後どのように施策の中に位置づけてもらえるかが、とても関心のあるところであり、重要な部分であると認識している。それは議会でも認識されているところである。条例の中で反映されなくて大丈夫か。

【市民】

- ・だから、協働と入っているところを頼りにすればよいのではないか。

【市民】

- ・気になっているのは苦情申し立てである。「市が関与する男女平等に関する施策に係る苦情」と極めて限定的だが、先ほど委員の方が言ったように、あまりに広いのはどうかという話はわかる。ただ、苦情の申し立ては一番重要なところであり、市民がそれぞれ言いにくいことが言える場所が市にはある、と思いたいが、このように限定する話ではわかりづらい。それは市の施策ではないので、苦情は受けられないということになってしまう。市民の様々な苦情について、むしろ市はより広く知るべきであり、とりあえずは苦情申し立ては受けるべきである。できるだけ広く受けるぐらいの意気込みが必要ではないか。

【委員長】

- ・事業者への苦情をどうするかは、もう一度再論したい。非常にリクエストが多いことはよくわかる。それも一つの考え方である。

【市民】

- ・窓口としては広げなければ、誰も言ってこなくなり、意味がなくなるのではないか。

【委員長】

- ・検討させてほしい。ほかはいかがか。
- ・市民の方からの意見ということで、教育の問題、苦情の問題、性別の問題も含めたジェンダーという言葉、この3点あたりが非常に大事な論点だと考える。持ち帰りまた検討させていただく。
- ・それでは本日の意見交換会はこれにて終了とする。

■議題（3）その他

○日程について

第10回条例検討委員会：8月17日（水）午後7時～9時 商工会館 第一・第二会議室

第4回起草委員会：9月13日（火）午後7時～9時 武蔵野プレイス フォーラムA

第11回条例検討委員会：9月30日（金）午後7時～9時 武蔵野プレイス フォーラムA

— 了 —